

第71回税理士試験 ラストスパート模試 国税徴収法（2021年5月19日 初版 第1刷）

弊社の書籍をご利用いただき、有難うございます。

訂正が出ないようにと努力しておりますが以下の通り、誤りが判明致しました。

ご迷惑をおかけして申し訳ございませんが訂正のうえ、ご利用ください。

なお、弊社HP【「ネットスクール」検索→「読者の方へ」】にて訂正資料等の最新情報を閲覧・ダウンロードできますので、ご利用下さいますようお願いいたします。

2021. 6. 3

ページ	訂正箇所	誤	正	備考
第2予想 (解答・解説編) -12-	上から8～10行目	(2) 時効の <u>進行が更新する事由</u> 国税の徴収権の時効は、次の処分に係る部分の国税については、 <u>その処分の効力が生じた時に更新し、それぞれの期間を経過した時から新たにその進行を始める。</u>	(2) 時効の 完成猶予と更新 国税の徴収権の時効は、次の処分に係る部分の国税については、 それぞれに定める期間は完成せず 、それぞれの期間を経過した時から新たにその進行を始める。	2021. 5. 28
第2予想 (解答・解説編) -12-	下から13～16行目	(3) 時効の <u>完成猶予</u> ① 国税の徴収権で、偽りその他不正によりその全部若しくは一部の税額を免れ、又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税又は国外転出等の特例の適用がある場合の所得税に係るものの時効は、その国税の法定納期限から <u>2年間</u> は、その完成が猶予される。	(3) 時効の 不進行 ① 国税の徴収権で、偽りその他不正によりその全部若しくは一部の税額を免れ、又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税又は国外転出等の特例の適用がある場合の所得税に係るものの時効は、その国税の法定納期限から 2年間 は 進行しない。	2021. 5. 28
第4予想 (問題編) -H2-	上から13行目	生の <u>長男</u> と扶養親族には該当しない～	生の 次男 と扶養親族には該当しない～	2021. 6. 3

ISBN978-4-7810-3682-3

C1034 ¥3200E